

仕様書

道の駅ひない ほか 自家用電気工作物保安管理業務委託

1. 電気工作物所在地
- ①秋田県大館市比内町扇田新大堤下93-14
国道285号 道の駅「ひない」
- ②秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田向川原66-1
国道285号 道の駅「かみこあに」
2. 目的
- 電気事業法の規定に基づき、自家用電気工作物に係る各種届出及び保安管理業務を行うものである。
3. 自家用電気工作物
(需要設備)の概要
- ①道の駅「ひない」
・需要設備：21kVA (200V)
・非常用予備発電機の容量 35kVA (200V)
(ディーゼル機関)
- ②道の駅「かみこあに」
・需要設備：26kVA (200V)
・非常用予備発電機の容量 46kVA (210V)
(ディーゼル機関)
4. 業務内容
- (1)定期的に実施する点検の周期は次のとおりとし、巡視点検、測定及び試験検査の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導・助言を行うこと。
- ・月次点検：需要設備及び非常用予備発電機 2月毎に1回
・年次点検：1年1回
・臨時点検：事故発生時などの際必要に応じ実施
- (2)自家用電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等の指導を行い、事故発生原因を究明し、再発防止のための対策措置に係る指導・助言し、必要に応じて臨時点検を実施し、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3)電気事業法第107条に規定する立入検査の立会を行うこと。
- (4)その他、保安管理上必要な業務を行うこと。
5. 業務履行期間
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
6. その他
- 本委託を遂行するための有資格者は、電気主任技術者免状を交付された者とする。